

# 一般社団法人日本疫学会定款施行細則

一般社団法人日本疫学会（以下、「当法人」という）定款に基づき、次の通り施行細則を定める。

## 入会に関する細則

定款第5条に基づき、入会について定める

第1条 当法人に入会を希望する者は、次の手続きをしなければならない。

- (1) 当法人ウェブサイトの所定のページから新規会員登録を行うか、または、所定の入会申込書に必要事項を記入して提出しなければならない。
- (2) 代議員の推薦書、または略歴書を提出し、理事長の承認を得なければならない。
- (3) 会費に関する細則第2条に定める会費を納入しなければならない。

第2条 学生会員は、学生証のコピーを提出すれば、入会年度の会費は無料とする。

附則

- 1 本細則の変更は、理事会の議決による。
- 2 本細則は、2015年12月1日から施行する。

## 会費に関する細則

定款第6条に基づき、会員の会費について定める

第1条 会員は毎年定められた期日までに会費を払い込まなければならない。また、納入した会費は払い戻さない。

第2条 会費（年額）

- (1) 正会員（普通会员） 9,000円
- (2) 正会員（代議員） 12,000円
- (3) 賛助会員 一口 50,000円

附則

- 1 本細則の変更は、社員総会の議決による。
- 2 本細則は、2015年12月1日から施行する。

## 賛助会員に関する細則

定款第2条に基づき、賛助会員について定める

（入会）

- 第1条 定款第5条を理解し、一般社団法人日本疫学会の賛助会員になろうとする個人または団体は、その旨を当法人事務局に意思表示する。そのときに理事長が指示する資料を添付するものとする。
- 2 理事長は、前項の意思表示に基づき、理事会の意見を聴取した上で入会を認めるかどうかを決定する。

（入会金）

第 2 条 賛助会員からは入会金は徴収しない。

(会費)

第 3 条 賛助会員の会費は 1 口 5 万円とし、複数口も受け付ける。

(役員)

第 4 条 賛助会員は定款第 20 条に規定する役員に就任できない。

附則

- 1 本細則の変更は、理事会の議決による。
- 2 本細則は、2015 年 12 月 1 日から施行する。

## 名誉会員の推薦に関する細則

定款第 5 条に基づき、名誉会員について定める

第 1 条 名誉会員の推薦資格は次のような基準によるものとする。但し、推薦時（社員総会日）に、満 70 歳に達している者でなければならない。

- (1) 疫学に関し顕著な学術的業績を残した者
- (2) 疫学に関して、後進の教育、指導に功績のあった者
- (3) 永年役員として当法人の発展に尽力した者
- (4) その他特に当法人会員として名誉会員の称号にふさわしいと認められる者

第 2 条 名誉会員の推薦に当たっては、理事会において名誉会員の推薦担当理事 3 名を互選し、理事長が委嘱する。

- 2 推薦担当理事は名誉会員の該当者の有無及び該当者の推薦資格基準（前条）に照らし必要な調査を行い、この結果により該当者（候補者）を推薦する場合は理事会に提出するものとする。
- 3 理事会は推薦担当理事から提出された候補者について審議し、推薦の有無を決定し、推薦する場合は社員総会に提案するものとする。

附則

- 1 本細則の変更は、理事会の議決による。
- 2 本細則は、2015 年 12 月 1 日から施行する。

## 休会に関する細則

第 1 条 定款第 5 条（1）に基づき、正会員の休会について定める。

第 2 条 当法人の正会員で、海外留学、長期病気療養等の理由により当法人の会員としての活動ができない場合は、休会することができる。

- 2 休会期間中は会員としての身分は保留のまま、会費は免除する。ただし、その期間は、以下の事項の適用とする。
  - (1) 会員履歴年数には算入しない。
  - (2) 代議員選挙における選挙権および被選挙権は有しない。
  - (3) 学会誌 "Journal of Epidemiology" に、筆頭著者、Corresponding Author として投稿出来ない。
  - (4) 学術総会で、筆頭著者として研究発表は出来ない。

第 3 条 休会しようとする会員は、休会届に必要事項を記載の上、学会事務局に提出しなければならない。その際、未納の会費があるときは完納しなければならない。

第 4 条 休会の期間は原則として年度単位で2年間までとする。ただし、当初申請された期間よりも休会期間が延長となった場合には、その理由を明記の上、再度申請により延長することができる。

第 5 条 休会期間を終了したときは、すみやかに復会届に必要事項を記載の上、学会事務局に提出し、会費を納入しなければならない。

第 6 条 休会期間終了後に延長又は復会手続きがない場合は、休会期間終了後2年経過した年度末で除名となる。

第 7 条 本細則は理事会の議決を経て、変更することができる。

附則

本細則は、2017年4月25日から施行する。

## 代議員および役員を選任に関する細則

(目的)

第 1 条 本細則は、定款第5条4および第21条に基づき、当法人代議員および役員を選任について必要な事項を定め、適正な役員を選任を図ることを目的とする。

(代議員および理事の定数)

第 2 条 代議員および理事は別表1に示す地域区分ごとに選出する。

第 3 条 各地域区分で選出する理事(以下、選出理事という)および代議員の定数は、改選のつど選挙管理委員会が案を提出して理事会で決定する。

2 代議員の定数は、地域区分ごとに選挙権および被選挙権を有する正会員の概ね正会員10人に1人の割合を乗じたものとする。

3 理事の定数は20名とする。うち15名を選出理事とし、残りを理事長が指名する理事(以下、指名理事という)とする。ただし、選挙では各地域区分に最低1名を割り当てる。残りの選出理事数は、選挙権および被選挙権を有する各地域所属の正会員数によりドント方式で定める。

(選挙管理委員会)

第 4 条 本細則による選挙の管理執行に関する事務は、選挙管理委員会が行う。

2 委員会の委員は理事会において、正会員の中から5名を選び理事長が委嘱する。

3 委員会の委員長は委員の互選による。

4 委員の任期は2年間とする。ただし、再任をさまたげない。

5 委員に欠員が生じた場合は、第4条2項により補充委員を選任し、委嘱する。補充委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

6 委員会の事務は当法人事務局で行う。

7 前各項の定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

(選挙権及び被選挙権)

第 5 条 代議員の選挙資格を有する者(以下、選挙権者という)は、代議員任期終了年度において、前年度より引き続き正会員であり、かつ選挙管理委員会が定める期日までに前年度会費を全納している正会員とする。

第 6 条 代議員の被選挙資格を有する者(以下、被選挙権者という)は、代議員任期終了年度において、前年度より引き続き正会員であり、かつ選挙管理委員会が定める期日までに会費を全納している正会員とする。但し、代議員選挙が実施される年の12月31日までに満61歳になる者は被選挙権を失う。

第 7 条 選挙権者ならびに被選挙権者の所属する地域区分は、選挙が行われる直近の社員総会時点における主たる勤務地によって定める。なお、現に勤務していない者は居住地による。

第 8 条 代議員が自分の所属する地域区分を変更した場合には、その任期中は新しい所属地域区分の代議員とする。

2 正会員の資格を喪失した代議員は、代議員の資格を失う。

(代議員候補者の選任)

第 9 条 選挙管理委員長は、代議員任期終了年度の 6 月 1 日までに代議員選挙の告示を行うものとする。

第 10 条 代議員に立候補しようとする者は、定められた期日までに文書でその旨を選挙管理委員長に届け出なければならない。

第 11 条 選挙管理委員長は、代議員選挙候補者の名簿を地域区分ごとに作成し、選挙管理委員会の住所、連絡先、選挙すべき代議員の定数、投票締切日を明示して、それぞれ該当する地域区分の正会員に通知しなければならない。

第 12 条 代議員は、地域区分ごとに当該候補者のなかから同地域区分所属の選挙権者の無記名投票によって選任する。ただし、第 11 条に基づき候補者が当該代議員選挙において選任すべき代議員の数と同数となったときは、投票は行わない。

第 13 条 開票は選挙管理委員会が行う。

第 14 条 得票数の多い順に地域区分別の代議員候補者定数までを当選者とし、次点を予備代議員候補者とする。得票数が同数の場合は、あらかじめ選挙管理委員会の定める方法により、当選者・予備代議員候補者を決定する。

2 地域区分の代議員に欠員が生じた場合、選挙管理委員長は、当該地域区分の予備代議員候補者名簿により繰上げ補充を行うことができる。その場合、代議員の任期は前任代議員の残任期間とする。

第 15 条 代議員の選任に関して疑義を生じた場合は、選挙管理委員会がこれを処理する。

(理事候補者の選任)

第 16 条 理事の選挙は地域区分ごとの代議員の互選とし、単記無記名投票により行う。

第 17 条 理事に立候補しようとする者は、定められた期日までに文書でその旨を選挙管理委員長に届け出なければならない。

第 18 条 選挙管理委員長は、理事候補者の名簿を地域区分ごとに作成し、選挙管理委員会の住所、連絡先、選挙すべき理事の定数、投票締切日を明示して、それぞれ該当する地域区分の代議員に通知しなければならない。

第 19 条 開票は選挙管理委員会が行う。

第 20 条 得票数の多い順に地域区分別の理事候補者定数までを当選者とし、次点を予備理事候補者とする。得票数が同数の場合は、あらかじめ選挙管理委員会の定める方法により、当選者・予備理事候補者を決定する。

2 選出理事に欠員が生じた場合、選挙管理委員長は、予備理事候補者により繰上げ補充を行うことができる。その場合、理事の任期は前任理事の残任期間とする。

3 地域区分を変更した選出理事は、理事の資格を失う。

4 指名理事については、理事長が代議員のうちから理事候補を指名する。

5 指名理事に欠員が生じた場合、理事長は、代議員のうちから補充を行うことができる。

6 正会員の資格を喪失した理事は、理事の資格を失う。

第 21 条 理事の選任に関して疑義を生じた場合は、選挙管理委員会がこれを処理する。

(監事候補者の選任)

第 22 条 監事候補者は、代議員 3 名による推薦を受け、本人の承諾を得た者のなかから、全国の代議員の無記名投票により選出する。

- 2 選挙管理委員会は、監事候補者の氏名、経歴および所信または推薦理由を全代議員に通知し、選挙を実施する。得票数の多い順に 2 名を当選者とし、次点を予備監事候補者とする。得票数が同数の場合は、あらかじめ選挙管理委員会の定める方法により、当選者・予備監事候補者を決定する。
- 3 監事に欠員が生じた場合、選挙管理委員会委員長は、予備監事候補者を繰上げ補充することができる。その場合、監事の任期は前任監事の残任期間とする。

附則

1. 本細則の変更は、理事会の議決による。
2. 本細則は、一般社団法人日本疫学会の設立の登記後の初回の代議員の選任時から施行する。
3. 本細則は、2017 年 4 月 8 日から施行する。

別表 1

地域区分（ブロック）は、北海道・東北、関東甲信越（東京を除く）、東京、中部、近畿、中国・四国および九州・沖縄の区分とする。各地域に所属する都道府県は次の通りとする。

北海道・東北：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東甲信越（東京を除く）：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県

東京：東京都

中部：富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国・四国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

海外在住の会員は、所属する国内機関のある地域、国内の留守宅等のある地域、海外在住直前の所属ブロックの順で所属ブロックを選ぶことができる。いずれも該当しない場合には会員が最多のブロックを所属ブロックとして選ぶことができる。

## 功労賞に関する細則

定款第 2 条に基づき、日本疫学会功労賞について定める。

第 1 条 当法人は「日本疫学会功労賞」を設ける。

第 2 条 日本疫学会功労賞受賞者の被推薦資格は次の要件の全てを満足するものとする。

- 1 疫学に関して顕著な学術的業績を残した者
- 2 疫学に関して、後進の教育、指導に功績のあった者
- 3 当法人の学会長、理事長、Journal of Epidemiology 編集委員長として、当法人の発展に尽力した者。または、当法人の推薦を受けて、国際疫学会 (International Epidemiological Association) の会長、理事長、理事、代議員、アジア・太平洋地域国際疫学会会長として、国際疫学会の発展に尽力した者。

第 3 条 日本疫学会功労賞受賞者の推薦に当たっては、理事会において功労賞受賞者の推薦担当理事 3 名を互選し、理事長が委嘱する。

- 1 推薦担当理事は功労賞受賞の該当者の有無及び該当者の被推薦資格要件（前条）に照らし、必要な調査を行い、その後、厳正に審査し、受賞者を選考する。委員長は、選考の結果を毎年 8 月 31 日までに理事長に報告するものとする。
- 2 理事長は、委員長からの報告を理事会に諮り、受賞者を決定する。

第 4 条 表彰は毎年当法人社員総会において行い、受賞者には賞状等を贈呈する。

付：原則として、日本疫学会功労者受賞者推薦担当理事は、名誉会員推薦担当理事を委嘱された者とする。

附則

- 1 本細則の変更は、理事会の議決による。
- 2 本細則は、2015 年 12 月 1 日から施行する。

## 奨励賞に関する細則

定款第 2 条に基づき、奨励賞について定める

(目的)

第 1 条 疫学の分野において優れた研究を行い、将来の活躍が期待できる若手、中堅の研究者の研究を奨励するために、当法人は「日本疫学会奨励賞」を設ける。

(受賞者)

第 2 条 日本疫学会奨励賞は当法人会員のうち、優れた疫学的研究を行い、その成果を当法人学会誌、Journal of Epidemiology およびその他の疫学関連学会や専門雑誌に発表し、なお将来の研究の発展を期待し得る者（原則として個人）に対し授与する。

- 2 受賞者は継続 3 年以上の会員歴を持つ当法人会員に限られ、受賞の暦年度の募集締切り日において、満 45 歳未満の者とする。
- 3 受賞者は毎年若干名とする。
- 4 受賞歴のある会員からの再度の申請は認めないものとする。

(受賞者の推薦)

第 3 条 受賞候補者の推薦は、原則として代議員が当法人規定の推薦書を用いて理事長宛に行う。ただし、候補者の推薦は 1 名 1 件とする。

- 2 日本疫学会奨励賞の募集要項は、当法人のニューズレターなどに掲載するものとする。
- 3 奨励賞受賞者候補の推薦書の提出は毎年 5 月 1 日から 6 月 30 日までの間に行う。

(奨励賞選考委員および委員会)

第 4 条 奨励賞受賞者を選考するため、理事長は理事会の審議を経て理事より奨励賞選考委員（以下、選考委員という）を 5 名委嘱する。

- 2 選考委員の任期は 2 年とする。
- 3 委員長は互選により選出する。
- 4 委員長は奨励賞選考委員会を招集する。

(受賞者の選考)

第 5 条 選考委員会は、理事長に推薦のあった奨励賞受賞者推薦書に基づいて厳正に審査し、受賞者を選考する。

(受賞結果の報告)

第 6 条 選考委員長は、選考の結果を毎年 8 月 31 日までに理事長に報告するものとする。

(受賞者の決定)

第 7 条 理事長は、選考委員会の報告を理事会にはかり受賞者を決定する。

- 2 理事長は受賞者にその旨を通知する。

(表彰)

第 8 条 表彰は毎年当法人社員総会において行い、受賞者には賞状並びに楯などの記念品を贈呈する。

附則

- 1 本細則の変更は、理事会の議決による。
- 2 本細則は、2015年12月1日から施行する。

## 学会誌に関する細則

定款第2条に基づき、学会誌について定める

第1条 当法人は会員の研究発表のための学会誌「Journal of Epidemiology」を次の各号によって刊行する。

1. 学会誌の編集は編集委員会による。編集委員会の組織は別に定める。
2. 学会誌への投稿は別に定める投稿規約による。
3. 学会誌の電子版は、J-STAGE、PMCで無料公開する。
4. 学会誌の冊子購読希望者は、理事会が別に定める購読料を前納するものとする。

第2条 編集委員は、理事会が選び、理事長が委嘱する。

第3条 編集委員の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

第4条 編集委員会に編集委員長(Editor-in-Chief)をおく。委員長は、編集委員の中から理事長が指名する。

附則

- 1 本細則の変更は、理事会の議決による。
- 2 本細則は、2015年12月1日から施行する。

## 広報委員会に関する細則

定款第47条に基づき、広報委員会について定める

(設置)

第1条 当法人の広報活動を円滑に推進するために広報委員会を設置する。

(役割)

第2条 委員会の行う活動は次の通りとする

- (1) 当法人と会員の情報交換
  - ①ニュースレターを発行しホームページに掲載する(年2回程度)
  - ②その他当法人会員への情報提供
- (2) 当法人の活動に関する広報
- (3) 一般向けの知識の提供
- (4) 関連する保健医療福祉行政等への見解の公表
- (5) その他の広報

(構成・委嘱・任期)

第3条 担当理事と分野を考慮して理事・代議員の中から任命された数名で広報委員会を構成する。

- (1) 委員長1名：理事長から指名された広報担当理事が就任する。
- (2) 委員若干名：委員長が推薦し理事会がこれを承認する。
- (3) 任期は理事会の任期期間とする。
- (4) ニュースレター編集委員長1名：委員の中から委員長が指名する。

(委員会)

第 4 条 学術総会時などに委員会を開催する。

附則

- 1 本細則の変更は、理事会の議決による。
- 2 本細則は、2015 年 12 月 1 日から施行する。

## 倫理問題検討委員会に関する細則

定款第 4 7 条に基づき、倫理問題検討委員会について定める

- 第 1 条 倫理問題検討委員（以下、委員という）は、理事会が選び、理事長が委嘱する。
- 第 2 条 委員の数は若干名とし、理事会が決定する。
- 第 3 条 倫理問題検討委員会には委員長をおく。理事長が理事の中から委員長を指名する。
- 第 4 条 委員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。
- 第 5 条 委員会は、「日本疫学会 疫学研究を実施するにあたっての倫理宣言」および「日本疫学会 疫学研究を実施するにあたっての倫理指針」に基づき、倫理問題に関わることすべてについて、理事長に意見を具申する。ただし、倫理審査には直接関与しない。

附則

- 1 本細則の変更は、理事会の議決による。
- 2 本細則は、2015 年 12 月 1 日から施行する。
- 3 本細則は、2016 年 3 月 1 日から施行する。

## 倫理審査委員会に関する細則

定款第 4 7 条に基づき、倫理審査委員会について定める

- 第 1 条 当法人は、会員の研究が科学的かつ倫理的に行われるかどうかを審査する組織として、倫理審査委員会（以下、審査委員会という）を設置する。

（目的）

- 第 2 条 審査委員会は、申請された疫学研究について、「日本疫学会 疫学研究を実施するにあたっての倫理宣言」（以下、倫理宣言という）、「日本疫学会 疫学研究を実施するにあたっての倫理指針」（以下、倫理指針という）に基づいて審査を行う。ただし、申請者が帰属する施設において、倫理審査委員会がある場合は、審査申請を受け入れない。

- 第 3 条 審査委員会は倫理問題検討委員会（以下、検討委員会という）とは別に設置する。

（組織）

- 第 4 条 審査委員会は東日本と西日本にそれぞれひとつずつ設置する。
  - 2 ふたつの審査委員会は審査結果の整合性を図る等の目的により、情報交換を密にしなければならない。
- 第 5 条 審査委員会の委員（以下、委員という）は、当法人理事会（以下、理事会という）が指名する。
  - 2 それぞれの委員会の委員は 5 名とし、委員の任期は 2 年とする。



- 3 審査委員会は疫学研究者、法学または生命倫理の専門家、それに一般の立場を代表すると考えられる者から構成する。疫学研究者は会員から指名する。ただし、検討委員会の委員は審査委員会の委員にはなれない。
- 3の2 審査委員会は男女両性で構成する。
- 3の3 委員のうち2名は 学会員以外から指名する。
- 4 審査委員会の長（以下、委員長という）は委員の互選とし、委員長は所属する委員の中から副委員長を指名する。
- 5 委員の氏名は公開する。
- 6 1から4以外の委員の選出に関する詳細は、別に定める。

- 第6条 審査委員会として相応しくない行動をとる委員がいた場合には、委員長あるいは委員（この場合は2人以上の連名）はそのことを、理由を付して理事会に報告しなければならない。
- 2 前項の報告を受けた理事会は事実関係を審議し、当該委員の言動が相応しくないと判断した場合には委員を罷免することができる。
  - 3 理事会は前項の事実関係の審議を検討委員会に付託することができる。

（審査）

- 第7条 審査委員会は、会員が主たる研究者である研究申請について審査を行う。

- 第8条 審査の申請には、研究課題、研究組織（主任研究者名、分担研究者名など）、目的、方法、研究費の出所（予定を含む）、対象者、用いる情報、対象者への研究に関する説明の実際と同意の取得方法、対象全員から同意を得ない場合にはその理由、研究における倫理的な問題点、審査委員会への依頼事項等を付す。
- 2 審査に係る申請書は様式1によるものとし、原本1部とそのコピー7部を当法人事務局に送付する。

- 第9条 審査の申請は当法人事務局（以下、事務局という）あて行う。
- 2 事務局は申請者の住所などを考慮して、申請をどちらかの審査委員会に振り分ける。
  - 3 申請する研究に委員が参画している場合には、その委員が属さない方の審査委員会に申請を振り分けなければならない。2つの審査委員会の委員が共に参画している研究の申請は、参画している委員の数が多くない方の審査委員会に振り分けなければならない。

- 第10条 委員は、自らが参画している研究の審査にたずさわることはいできない。

- 第11条 審査は通常審査と簡易審査とする。

（簡易審査）

- 第12条 委員長と副委員長の協議により、侵害の程度が低く、倫理的に問題の少ないと判断された研究は簡易審査として、審査結果を決定する。なお、この際に必要に応じて委員の意見を聴取することができる。
- 2 第21条に規定する再申請は原則として簡易審査とする。ただし、委員長または副委員長の判断により通常審査とすることができる。
  - 3 簡易審査結果は審査委員会へ報告しなければならない。

（通常審査）

- 第13条 通常審査は簡易審査に該当しないすべての研究が該当し、審査委員会を開催して審議する。
- 1の2 ヒトゲノム・遺伝子解析を含む研究は通常審査としなければならない。
  - 2 審査委員会の招集は委員長が行う
  - 3 審査委員会は必要に応じて関係者から意見を聴取することができる。

- 第14条 審査委員会は疫学研究者ではない委員1名を含む過半数の委員の出席を要し、決定は出席委員の過半数の賛成をもっておこなう。

（審査の結果）

第 15 条 審査の結果は、「承認」、「差し戻し」、「不承認」とする。

第 16 条 申請された計画通りの研究で科学的かつ倫理的に問題ないと判断した場合には「承認」とする。

第 17 条 科学的または倫理的に問題があるが、計画の一部を修正すれば問題は解決すると判断した場合には「差し戻し」とし、付帯条件も併せて明示する。

2 申請に関する情報が不足していて判断できない場合には、その理由を明示して「差し戻し」とする。

第 18 条 申請者が審査委員会の意見聴取に応じない場合には、そのことを明示して「不承認」とする。

第 19 条 審査委員会は審査結果に意見を付帯することができる。

(審査結果の通知)

第 20 条 審査結果は審査委員長名で直ちに申請者へ通知する。

2 前項の通知は原則として審査開始の日から 2 か月以内に行うものとする。

3 第 1 項の通知は様式 2 により行う。

(再審査の申請)

第 21 条 審査の結果「差し戻し」とされた研究について再度申請を行う場合には、3 か月以内に研究計画を変更して、申請するものとする。この場合には前回の申請との変更点を明示しなければならない。

(異議申立)

第 22 条 申請者は審査結果に対して、具体的な理由を付して理事会に対して異議申立を行うことができる。

2 前項の異議申立は、結果の通知を受けてから 10 日以内になさなければならない。

3 異議申立を受けた理事会は、審議を検討委員会に付託する。検討委員会は必要に応じて審査委員会や異議申立者から意見聴取し、申立に対する意見をまとめ、理事会に報告する。理事会は報告を受けて、申立に対する決定を行う。

4 前項の決定は「元決定相当」、「再審議」、「新たな決定」等とする。

(結果の公開)

第 23 条 「承認」と決定された審査結果は異議申立がなかった場合に、ニュースレター、ホームページ等で直ちに公開する。

2 前項に規定する公開する項目は、申請者の研究、特に方法論に対する知的所有権を保護するため、申請者の所属と氏名、研究課題、申請番号、審査結果のみとする。

3 審査内容や審査の経過等は審査の決定がなされてから 5 年を経過した後に公開する。

4 前項の公開の方法などは別に定める。

第 24 条 前条とは別に、審査委員会は定期的に、「差し戻し」の事例において、問題となった部分の一般化を図り、これを公開するものとする。

(研究経過の監視)

第 25 条 審査委員会は承認した研究について、計画通りに実施されているかどうかを当該研究の期間の長さに応じて定期的に、適切な方法で監視するものとする。

第 25 条の 2 研究者が所属する組織の長から研究の実施状況等が審査委員会に送られてきた場合には、審査委員会は必要な措置を行う。

(経費)

第 26 条 審査に必要な経費として、申請者は申請 1 件ごとに 3 万円を当法人に納める。

- 2 当該審査の経費納入と、申請者の当該年度の当法人会費の納入を確認の上、審査の結果を申請者に通知するものとする。

第 27 条 第 21 条により再申請する場合には、前条に規定する必要経費を再度納める必要はない。

- 2 前項の規定は、ひとつの申請について 1 回限りの適用とする。

第 28 条 審査委員会開催、その他必要な会議開催に関して、委員その他関係者への必要な交通費を実費で支給する。ただし、意見聴取の必要性を審査委員会が認め、審査委員会への出席を求められた申請者への旅費は支給しない。

- 2 会員以外の委員には謝礼を支払うが、会員たる委員等には謝礼は支払わない。
- 3 謝礼の額は別に規定する。

(機密保持)

第 29 条 委員及び審査委員会関係者は第 4 条第 2 項、第 23 条および第 24 条で規定された事項を除き、審査委員会を通して知り得た他人の研究に関する事項を他に漏らしてはならない。

第 30 条 委員及び審査委員会関係者は審査委員会を通して知り得た事項を、自らの研究に利用してはならない。

第 31 条 前 2 条に違反する行為は、定款第 9 条に規定する「当法人の名誉を著しく傷つけたと判断されるような行為」と見なす。

- 2 前条に違反して実施された研究は、倫理宣言に掲げる「適切な方法を用いた研究」とは認めず、「社会規範に反する研究」と見なす。

第 32 条 第 29 条、第 30 条に抵触する行為は、誰でも審査委員会または理事会に申し立てることができる。

第 33 条 主任研究者は、研究等を終了又は中止したときは、当該研究等の結果を、研究等（終了、中止、経過）報告書（別様式）により、速やかに委員会へ報告しなければならない。

- 2 主任研究者は、1 年度に 1 回以上、当該研究等の経過を、前項の報告書により委員会へ報告しなければならない。
- 3 主任研究者は、前 2 項の規定にかかわらず、研究等の適正性及び信頼性を確保するために必要な情報について、任意様式により直ちに理事長へ報告しなければならない。また、必要に応じ、第 5 条第 5 項及び第 6 項の規定による手続を経たうえで研究等の内容を変更しなければならない。
- 4 理事長は前項の規定による報告を受けたときは、当該情報について委員会に報告し、その意見を聞いたうえで、当法人における必要な措置を講じる。

第 34 条 本細則改定は当法人理事会の議決によるものとし、改訂された場合にはその後に実施される社員総会で報告しなければならない。

附則

1 本細則施行日以降に企画された研究を、*Journal of Epidemiology* へ投稿する場合、および当法人において発表する場合は、本委員会の承認、または他の倫理審査委員会（あるいはこれに相当するもの）の承認を得ていることを原則とする。

附則

- 1 本細則の変更は、理事会の議決による。
- 2 本細則は、2015 年 12 月 1 日から施行する。
- 3 本細則は、2016 年 3 月 1 日から施行する。
- 4 本細則は、2017 年 5 月 25 日から施行する。

## 各種委員会に関する細則

定款第47条に基づき、一般社団法人日本疫学会の各種委員会について定める

第1条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、各種委員会を設置することができる。

第2条 各種委員会には委員長をおく。理事長が委員長を指名し、理事会がこれを承認する。

第3条 委員の数は若干名とし、委員長が推薦し理事会がこれを承認する。

第4条 委員の任期は、理事会の任期期間とする。但し、再任を妨げない。

附則

- 1 本細則の変更は、理事会の決議による。
- 2 本細則は、2016年5月10日から施行する。

## 疫学の未来を語る若手の会に関する細則

定款第2条に基づき、一般社団法人日本疫学会「疫学の未来を語る若手の会」について定める

(名称)

第1条 本会は本法人の会員による任意団体として位置づけ、その名称を一般社団法人日本疫学会「疫学の未来を語る若手の会」(以下本会という)とする。なお、英語名称は **Japan Young Epidemiologists Network** とする。

(目的)

第2条 本会は疫学研究の進歩発展と会員相互の交流を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会の活動に関する事項は本会が別に定め、その内容を理事会に報告する。

附則

- 1 本細則の変更は、理事会の議決による。
- 2 本細則は、2016年5月10日から施行する。